

平成27年度つくば市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度つくば市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	84,000 戸
(2) 年間総給水量	22,500 千m ³
(3) 一日平均給水量	61,475 m ³ /日
(4) 建設改良事業	1,275,387 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		4,940,036 千円
第1項 営業収益		4,042,169 千円
第2項 営業外収益		897,867 千円

支 出		
第1款 水道事業費用		5,059,622 千円
第1項 営業費用		4,702,112 千円
第2項 営業外費用		344,068 千円
第3項 特別損失		2,642 千円
第4項 予備費		10,800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,427,250千円は、過年度分損益勘定留保資金1,366,913千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,337千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		931,610 千円
第1項 負担金		25,847 千円
第2項 企業債		500,000 千円
第3項 国庫補助金		185,940 千円
第4項 分担金		219,823 千円

支 出		
第1款 資本的支出		2,358,860 千円
第1項 建設改良費		1,275,387 千円
第2項 企業債償還金		1,072,673 千円
第3項 予備費		10,800 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項, 期間及び限度額は, 次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度 給水台帳管理システム	平成28年度から 平成32年度まで	24,712千円
平成27年度 公用車メンテナンスリース(再リース)	平成28年度	141千円
平成27年度 公用車賃借(再リース)	平成28年度から 平成31年度まで	2,638千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備費 及び施設改良費	千円 500,000	普通貸借 又は 証券発行	年利4.0%以内 (ただし, 利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金について, 利 率の見直しを行った 後においては, 当 該見直し後の利率)	政府資金については, その融資条 件により, 銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。ただし, 企業財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し, 又は繰上償還若 しくは低利に借換えをすることができ る。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は, 次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については, その経費の金額を, それ以外の経費の金額に流用し, 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は, 議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 364,162 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 397,552千円である。

(棚卸資産購入限度額)

第 10 条 棚卸資産の購入限度額は, 584千円と定める。

平成 27 年 2 月 24 日

つくば市長 市原 健一